

令和4年度高知県地域観光商品造成等委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和4年度高知県地域観光商品造成等委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和4年度高知県地域観光商品造成等委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 200 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1)業務理解度	(20 点)
(2)土佐の観光創生塾	(50 点)
(3)地域コーディネーターの個別支援	(50 点)
(4)実施体制	(30 点)
(5)スケジュール	(30 点)
(6)経費見積	(20 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時 令和4年4月8日(金)午前9時 30 分～(予定)

場所 高知市内の会場で調整中

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1参加者 20 分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を 20 分以内で設けます。

イ 審査委員会への入室は、1参加者あたり3名までとします。

ウ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途お知らせします。

エ プレゼンテーションで使用できる資料は、予め提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。

- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。